

総務教育常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|--------------------|-----|--|------------------|--------------------|
| 元年－ 1 (元. 5.10) | 総 務 | <p>本年 10 月に予定される消費税 10%への引き上げ中止を 求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 本年 10 月より、消費税の 10%への増税が予定されている。少子高齢化などの要因により社会保障費が増大する中で、歳入をなんとかして増やさなければならぬことは承知しているが、それを安易に消費増税に求めることは慎まなければならない。以下、本件増税に対し、反対の討論を行うものである。</p> <p>そもそも税金は、取りやすいところから取るのではなく、われわれの住民福祉の向上のために使われることを前提として、その目的達成に必要な範囲で、その能力に応じて、公平にその賦課・徴税がなされなければならない。</p> <p>2015 年政府予算における消費税について見ると、歳入は「租税及び印紙収入」と「公債金」に大別されるが、所得税 16.4 兆円、法人税 11.0 兆円、消費税 17.1 兆円と、消費税はもともと大きな割合を占めている。</p> <p>消費税についてよくいわれるのが、逆進性である。すなわち、所得税などは累進課税で、所得の額に応じてその税額が調整され、所得の再分配機能を一定程度果たしているものの、消費税は、富めると富まざるとにかかわらず、一定の税率で徴収されるので、低所得者ほどその負担感が大きくなる問題である。</p> <p>消費税が 5%から 8%になったとき税額の計算がしにくいだけでなく、まわりでも相当の買い控えが起きたものと承知している。</p> <p>増税は、経済の好転や可処分所得の増大が前提であり、無駄な支出を削っても、それでは歳出をカバーできない場合</p> | 足 羽 佑 太 (倉吉市) | 不 採 択 (元. 6.28) |
| | | <p>本会議(元. 6.28)委員長報告 会議録 暫定版</p> <p>増大する社会保障費に対応し、将来に渡って安定した財源の確保を図り、財政の健全化を進めるとの消費税率引上げの目的を十分に踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、国において慎重に判断されるべきものであることから、不採択と決定いたしました。</p> | | |

総務教育常任委員会・陳情

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>の最終手段であるべきだが、少なくともまわりでは、「経済がよくなったね」「給料が上がったね」という声は聞こえてこない。</p> <p>「株価は上がれど わが暮らし 一向に楽にならざり」状態である。</p> <p>鳥取県でも同様に、われわれの暮らし向きは、数字にしてあらわれている。</p> <p>県民所得は平成 18 年度の 243.5 万円から平成 27 年度の 224.9 万円と減少している。増税できる状況にはない。</p> <p>先の 8%への増税によって、戦後初めて 2 年連続で個人消費がマイナスになった。これはつまり、国民・個人にはもう余裕はないことを物語っているものである。</p> <p>増税、年金カット、医療・社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇の中、阿鼻叫喚の声が聞こえてくる。これが庶民の切実な思いであろう。</p> <p>大規模な自然災害も相次ぎ、修繕などで多額の費用も要しており、県内でも、まだブルーシートがかかっている家庭も 0 ではない。</p> <p>軽減税率に関しても、住民の負担を減らすため、生活必需品に関しては還元するといわれる。しかし、そもそも住民の負担を減らすやさしい心があるなら、増税しないでいただきたい。この増税に加担しないでほしい。スーパーなども、増税の対応で無駄な事務作業を強いられ、生産性が低下するはずである。「インボイス（適格請求書）制度」は中小企業にとって大きな負担になると評判が悪い。</p> <p>さらに、軽減税率に関しては、イートインとテイクアウトの線引きもあいまいで、不要な混乱が起こることは明白である。</p> <p>陳情者が懸念するのは、増税ショックで、不況が再来することである。</p> <p>消費税増税だけでなく、税金の割合や用途を再検討し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。</p> | | |
|--|---|--|--|

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、住民の福祉、暮らしや社会保障、地域経済の振興に優先的に税金を使うべきである。</p> <p>以上討論してきたように、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える 2019 年 10 月の消費税率 10% への引き上げは中止することを求めるのが相当である。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第 99 条の規定に基づき、鳥取県議会から国に対して、消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書を提出すること。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

総務教育常任委員会・陳情